

○医療に関する事業を行う都道府県農業協同組合連合会が医薬品の斡旋をする場合における薬事法による医薬品販売業登録の要否について

(昭和二六年三月三〇日)

(二六農局第五〇六号)

(厚生省薬務局長あて農林省農政局長照会)

医療に関する事業を行う都道府県農業協同組合連合会が、その会員たる組合又は連合会に医薬品の斡旋をする場合において薬事法第二十九条の規定による医薬品販売業者の登録につき、左記に関して疑義があるので御回答願いたい。

なお、当局としては農業協同組合連合会は営利を目的としない協同組織体であり、且つ医薬品の斡旋を行う相手方も大体において会員たる組合又は連合会に限定されており、専ら医療事業の附帯事業として行うものである。薬事法に所謂「販売業」と若干意味を異にするものと思われるので、この場合には、都道府県知事の登録は必ずしも必要でないと考える。また、連合会がその経営する各病院の必要とする医薬品を一括購入し、これを病院に分配供給することは販売行為ではなく、厳密に自己消費行為であるから、これにつき登録をうける必要は全くないと考える。

記

- 1 医療に関する事業を行う都道府県農業協同組合連合会が、医療の附帯事業として、会員たる組合又は連合会に対して医薬品の斡旋をする場合が予想される。(農業協同組合法においては、これを購買事業と考えている。)この場合において薬事法第二十九条の都道府県知事の登録は必要であるか。
- 2 右連合会が、その経営する各病院の必要とする医薬品を一括購入して、これを各病院に分配供給することは一般に行われているところである。この場合においても同じく右都道府県知事の登録は必要であるか。

(昭和二六年四月九日 薬取第二二九号)

(農林省農政局長あて厚生省薬務局長回答)

三月三十日付二六農局第五〇六号をもつて照会のあつた標記について、左記の通り回答する。

記

- 1 都道府県農業協同組合連合会が自己の購入した医薬品をその会員たる連合会又は組合に対し斡旋することは、医薬品の有償譲渡を業として行うものであり、もつぱら保健衛生上の見地から医薬品及びこれが取扱に関する規整を行うことを目的とする薬事法においては、これをその営利目的の有無にかかわらず、同法にいわゆる医薬品販売業とみるべきものである。従つて、かかる場合には当該都道府県農業協同組合各連合会において医薬品販売業の登録を受けなければならない。なお、医薬品販売業を病院又は診療所の経営等医療に関する事業の附帯事業とみるべきものではなく、当局としては、医療に関する事業を行う都道府県農業協同組合連合会がその附帯事業として当然に医薬品販売業を営み得るとする貴局の見解には同意し難い。
- 2 医療に関する事業を行う都道府県農業協同組合連合会が、自己の経営する病院又は診療所において診療のため使用する医薬品を一括購入する場合には、医薬品販売業の登録を受ける必要はない。但し、この場合において医薬品の取扱管理が適性を欠くときは、保健衛生上の危害を生ずるおそれがあるので、当該都道府県農業協同組合が一括購入した医薬品の取扱については、なるべく専門の知識技能を有する薬剤師をして管理せしめるよう指導方煩わしたい。